現場説明書（技術的事項）

工事名　福山市立加茂中学校プール循環浄化設備改修工事

（●印を適用）

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」
第9条第1項に規定する対象工事

○ 該当する　　● 該当しない

2. 別途工事

3. 現場の状況

・設計図のとおりです

・工事期間中、2026年12月24日（木）から2027年1月6日（水）は冬休みです。

4. 留意事項

① 本工事受注者は、地元企業・地場製品の活用に努めてください。

② 工事期間中は学校運営と同時使用となるため、仮囲い等を設置し、事故のないよう十分注意してください。

③ 工事期間中は、周辺地域、職員及び第三者の安全に細心の注意を払い、危険のないよう対策を講じてください。構内管理については施設管理者との協議、調整を十分に行ってください。

④ 生徒・職員及び第三者に対する安全確保に努めるとともに、粉塵・騒音及び振動ガラ等の飛散に対して十分な配慮を講じてください。

⑤ 工事関係者の駐車場は事前に学校管理者と協議が必要です。

⑥ 工事工程については事前に施設管理者と十分協議・調整してください。

⑦ 工事に伴い必要となる官公署への手続きは、受注者により速やかに行ってください。

⑧ 工事で既存工作物等に損傷を与えないように対策を講じてください。損傷を及ぼした場合は、受注者の責任において速やかに復旧してください。

福山市立加茂中学校プール循環浄化設備改修工事

図面リスト					
図番	図面名称	縮尺	図番	図面名称	縮尺
M／1	機械設備工事特記仕様書 NO.1	――	／		
M／2	付近見取図・配置図	１：６００	／		
M／3	機械室平面詳細図（改修前・改修後）	１：３０	／		
M／4	改修後平面図，正面図，側面図	１：３０	／		
M／5	制御盤図・結線図	N.S	／		

福 山 市 教 育 委 員 会 施 設 課

福山市教育委員会施設課					
課員		施設担当次長	課長補佐	施設課長	管理部長

福山市機械設備工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　広島県福山市加茂町下加茂１１９０番地

2．敷地面積　１６，００９．００ ㎡

3．工事種目

（1）　プール附属棟　S造平屋　改修

（2）

（3）

（4）

（5）

4．工事範囲

工事種目	工事種目
1．　給排水衛生設備工事	3．　浄化槽設備工事
・　衛生器具設備工事	4．　空気調和設備工事
・　給水設備工事	・　空気調和設備工事
・　排水設備工事	・　換気設備工事
・　給湯設備工事	・　排煙設備工事
・　消火設備工事	
・　厨房機器設備工事	
②　ガス設備工事	5．　自動制御設備工事
・　都市ガス設備	
⊙　液化石油ガス設備	

消防法令に基づく防火対象物　　消防法施行令別表一　（ 7 ）　項

※　契約締結後１４日以内に実施工程表を提出するものとする。

Ⅱ 工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版」（以下「標準仕様書」という。）による。

2．建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、建築工事及び電気設備工事は　　それぞれの特記仕様書を適用する。
　なお、建築工事の特記仕様書は（　／　）図、電気設備工事の特記仕様書は　（　／　）図による。

3．特記仕様書の適用は次による。
（1）項目は、⊙ 印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
　⊙ 印の付かないものは、※印の付いたものを適用する。
　⊙ 印と ◎ 印の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の（　．　．　）内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

Ⅲ 福山市機械設備工事仕様

本特記仕様書において、「監督職員」と記載があるものは「監督員」と読み替えるものとする。
本工事の工期は、建築工事・電気設備工事の工期及び工事検査期間として14日を含んでいる。
本工事は、法定外の労災保険を含んでいる。

1．官公署の手続き
受注者は、発注者が行うとされている関係官公署への必要な手続きを代行する。(官公署手続きは監督職員の承諾後とする。)

2．施工中の安全確保
本工事は、交通誘導員として　　人を見込んでいる。
交通誘導員の配置については、実施伝票（原本）及び配置状況の分かる立会写真の撮影を行い監督職員に提出する。

3．監理（主任）技術者
現場代理人及び監理（主任）技術者は、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用する。

4．別契約の関連工事との調整等
・　施工範囲は「工事区分表」による。
・　別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。
・　別契約の関連工事受注者と工程を含めた総合的な打合せを定期的に行う。

5．施工管理
※　施工体制台帳の写しを提出する。

6．施工図及び施工計画書
提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

7．保証書
納入した機器について保証書を提出する。

8．引渡し後点検
引渡し後、次の点検を行う。（⊙印のついたものを適用する。）
・　引渡し後点検（第１次点検）　引渡しの概ね１年後
・　引渡し後点検（第２次点検）　引渡しの概ね２年後

9．疑義に対する協議等
設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

Ⅲ 設備概要　（○印のついたものを適用する。）

給排水衛生設備	給水方式		・直結直圧式　・直結増圧式　・受水槽方式（・高置水槽式　・ポンプ加圧式）
	排水方式		・自然流下　・ポンプ排水　（　・汚物　・水　・雑排水　）
	放流先	汚水	・直放流下水管　・浄化槽
		雑排水	・直放流下水管　・浄化槽　・側溝　・別途桝
	給湯設備		方式　（　・局所式　・中央式　） 熱源　（　・電気　・都市ガス　・液化石油ガス　・灯油　・Ａ重油　）
	消火設備		・屋内消火栓　・連結送水管　・屋外消火栓　・スプリンクラー ・粉末消火　・消防用水　・泡消火　・連結散水　・消火器 ・フード等用簡易自動消火　・二酸化炭素消火　・不活性ガス消火
	ガス設備		・都市ガス　種別１３Ａ（４５Ｍｊ/Ｎ）　・液化石油ガス
	浄化槽		・小規模合併処理　・合併処理
空気調和設備	空気調和方式等		・空気調和（　・中央ダクト方式　・各階ユニット方式　・パッケージ方式 ・ファンコイルユニット、ダクト併用方式　・　　）
	主要熱源機器		・ボイラー（　　）　・温水発生機（　　） ・冷凍機（　・空気熱源ヒートポンプユニット　・水冷チリングユニット ・遠心冷凍機　・吸収冷凍機　・吸収冷温水機 ・吸収冷温水機ユニット　）
			・コージェネレーション装置　・氷蓄熱ユニット　・冷却塔
	空気調和機		・ユニット形空気調和機　・コンパクト形空気調和機　・デシカント空気調和機 ・ファンコイルユニット　・パッケージ形空気調和機 ・マルチパッケージ形空気調和機　・ガスエンジン式パッケージ形空気調和機
	換気設備		・１種換気　・２種換気　⊙　３種換気　・全熱交換器
	排煙設備		・機械排煙（　・有り　・無し　）　・適用法則（　・建基法　・消防法　）
	自動制御設備		・自動制御方式（・電気式・電子式・デジタル式　）・　中央監視制御装置

章	項目	特記事項

一般共通事項

① 一般事項

適用基準等

図面、本特記仕様書、標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。

⊙ 公共住宅建設工事共通仕様書　国土交通省住宅局住宅総合整備課監修（令和元年版）
⊙ 建築基準法、消防法、その他関係法令
⊙ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修
⊙ 建築工事安全施工技術指針　　建設大臣官房官庁営繕部監督課長通達

② 工事実績情報システム（CORINS）への登録

登録　⊙　する　・しない　（1．1．4）

請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時
500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内

※変更登録　工期、技術者等に変更が生じた場合に行う（請負代金のみ変更の場合、登録不要）
※期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日は含まない

③ 書面の書式及び取扱い

情報共有システムの適用及び機能要件　（1．1．5）
・　適用する
　機能要件　（　・　現場説明書による　）

④ 関連法令等の遵守

工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、円滑な進行を図る。　（1．1．13）

5　遠隔臨場の実施

遠隔臨場の適用及び実施内容　（1．1．14）
・　適用する
　実施内容（　・　現場説明書による　・　　）

⑥ 実施工程表

概成工期　（1．2．1）
・　有り（　・　現場説明書による　・　　）　・　無し

⑦ 工事の記録等

報告に用いる書式等　（1．2．4）
⊙　現場説明書による　・
⊙　標準仕様書１．２．４（４）により整備する工事写真については次による
　「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編
　　令和５年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
⊙　着手前・工事中写真
　撮影仕様　（　※　Ｌ判程度（カラー）　　）
　提出仕様　（　※　Ａ４判印刷、若しくはＡ４判写真帳　）
　提出部数　（　※　１部　　）

8　電気保安技術者

配置　（1．3．3）
・　する　・　しない

⑨ 施工条件

標準仕様書１．３．５（１）以外の施工条件　（1．3．5）
⊙　現場説明書による　・
⊙　作業時間は、原則午前８時から午後５時までとし、通学時間帯を考慮する。
・　日曜日及び祝日に作業を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

⑩ 発生材の処理等

処理等　（1．3．11）
・　発生者に引渡しを要するもの
　・　現場説明書による　・
・　特別管理型産業廃棄物の種類及び処理方法
　・　現場説明書による　・
・　工事現場において再利用及び再資源化を図るもの
　・　現場説明書による
※　建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）　（財）日本建設情報総合センター
　本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの登録を行うものとする。
　また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬入（搬出）する場合は、次表により計画書（実施書）を提出する。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

	施工計画時	工事完了時
搬入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書
搬出	再生資源利用促進計画書	再生資源利用促進実施書

※　本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税される。
　なお、本工事では広島県産業廃棄物埋立税相当額を含んでいる。

⑪ 機器材料等

（1．4．2）
工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。
ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。
また、（社）公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出する。（標準仕様書による品質及び性能を有する証明となる資料の提出を省略することができる。）
形状、寸法等が設計書と異なる場合は他に支障を生じない限り監督員と協議の上処理する。
工事に使用する機器および材料は、アスベストを含有しないものとする。
　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）に準じ、可能な限り環境負荷の低減に配慮された製品を選定するよう努めること。なお、省エネ性能の追及により、運用において継続的な利用料が発生する機能の導入については、事前に発注者と協議し、承諾を得るものとする。
　材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。

⑫ 技能士

適用
　適用する技能検定の職種及び作業の種別は次表による。　（1．5．2）
・　配管施工　（建築配管作業）
・　熱絶縁施工　（保温、保冷、防湿）
・　冷凍・空気調和機器施工　（機器据付及び整備）
・　建築板金施工　（ﾀﾞｸﾄ製作及び取付）

13　施工の検査等

見本施工の実施　（1．5．4）
・　する（適用箇所：　・　現場説明書による　・　　）
・　しない

⑭ 総合試運転調整

総合試運転調整　（1．5．6）
⊙　行う（適用箇所：　・　現場説明書による　⊙　監督員の指示による）
　・　風量調整　⊙　水量調整　・室内外空気の温湿度の測定　・室内気流及びじんあいの測定
　・　騒音の測定　・　飲料水の水質の測定　・　雑用水の水質の測定　・浄化槽の放流水質

15　化学物質の濃度測定

濃度測定の実施　（1．5．10）
・　適用する　・測定対象化学物質（　　）・測定方法（　　）
　　・測定対象室（　　）・測定箇所（　　）

⑯ 技術検査

中間技術検査　（1．6．2）
※　工事請負契約締結後、監督職員から通知

⑰ 完成時の提出図書

提出図書　（1．7．1）
※　標準仕様書１．７．２及び１．７．３による　※　工事関係図書　※　監督員が指示したもの

⑱ 完成図

種類、記入内容等　（1．7．2）
※　標準仕様書　１．７．２による
　提出部数（　２　）部
　提出仕様（　⊙　紙ベース　⊙　電子データ　・　　）
※　竣工図
　速やかに次の図書を提出する
　（　※　完成図　⊙　施工図　）
　⊙Ａ３判を２つ折りにして製本　２　部　・　　部
※電子データ提出　　一式（福山市竣工図電子データ作成要領による。）
　⊙ＣＡＤデータ（媒体（ＣＤ－Ｒ等）、データ形式等は監督職員の指示による。

⑲ 保全に関する資料

作成等　（1．7．3）
　提出部数（　１　）部
　提出仕様（　⊙　紙ベース　・　電子データ　・　　）

㉑ 足場

建築工事等に伴う足場及び安全仮囲いは、無償にて使用できる。
・　本工事で設置する　　※足場を設置しない場合は脚立、可搬式作業台等による
　⊙ 内部足場　（　・　単管足場　⊙ 枠組足場　）
　⊙ 外部足場　（　⊙ 枠組足場　・　単管足場　）　・　防護シート設置
※枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月）の手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。

㉒ 情報共有システム

本工事は、インターネットを利用して、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
本工事で利用する情報共有システムは、「広島県工事中情報共有システム」とし、当該サービス提供者との契約は受注者が行い利用料を支払うものとする。
運用に当たっては、「福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領（建築工事）」及び「情報共有システム利用手引（建築工事）」によるものとする。
・　発注者指定型
　共通仮設費として情報共有システムの利用料を見込んでいる。
　受注者は、本システムを利用できない特別の事由がある場合は、工事着手までに当該事由を記載した工事打合せ簿を監督員に提出し、その承諾を得ることで本システムを利用しないことができる。
⊙　受注者希望型（契約時の請負金額が５００万円以上のものに限る）
　工事費には情報共有システムの利用料を見込んでいない。
　本システムの利用を希望する受注者は、工事着手までに工事打合せ簿により、監督員にその旨を申し出て、本システムを利用するものとする。
　その場合の請負金額の変更については、情報共有システムの利用料を共通仮設費に見込むものとし、本システムの利用を確認した後に変更契約を行うものとする。

㉓ 説明板

監督員と協議の上、設備機器類（ボイラー、冷凍機、ポンプ、空気調和機等）及び一連の装置等の取扱い要領を記載した説明板を作成し、指示する箇所に取付ける。

㉔ 電線類

特記なき場合は、ＥＭ電線・ケーブルとする。

㉕ 機器附属の制御盤

標準仕様書によるほか下記による。
・　運転ブロック図に適合するものとする。
・　ボイラー及び冷温水機等の附属盤の始動スイッチ二次側に煤煙濃度計用の電源端子を設ける。接点及び端子は、標準仕様書を　　※ 適用する　・機器表特記による
インバーター用の制御及び操作盤は標準仕様書を　※ 適用する　・機器表特記による

㉖ 防振継手

⊙ 合成ゴム製　（ 球形 ）　・ベローズ形

㉗ 埋設表示

標準仕様書によるほか図示の箇所に設ける。（舗装部分は ◎ 鉄製　・コンクリート製）
排水管を除く地中配管には、土被り150mm程度の深さに埋設表示用テープを埋設する。

㉘ はつり工事

既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
・　放射線透過検査　　・　必要　　⊙　不要

㉙ 補修など

工事の施工に伴い既成部分を汚染または損傷した場合は、既成にならい補修する。

㉚ 支持金物・固定金具

ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製　（ ＳＵＳ３０４ ）とし、屋外の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス製　（ ＳＵＳ３０４ ）又は溶融亜鉛めっき仕上げとする。

㉛ 耐震施工

設備機器の固定は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（平成８年版・建設大臣官房官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（２０１４年版・一般財団法人日本建築センター発行）による。
設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。
ただし、重量１kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法による
１）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽類にあっては有効質量）に、地域係数（・１．０　※０．９　・０．８）と、
次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度			・特定の施設		・一般の施設	
設置場所		機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋		機器	２．０	１．５	１．５	１．０
		防振設置機器	２．０	２．０	２．０	１．５
		水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階		機器	１．５	１．０	１．０	０．６
		防振設置機器	１．５	１．５	１．５	１．０
		水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地階・１階		機器	１．０	０．６	０．６	０．４
		防振設置機器	１．０	１．０	１．０	０．６
		水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

上層階とは地階を除く２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３、１３階建以上の場合は上層４階とする。
中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。
重要機器は次のものを示す。
・　給水機器（　　）
・　排水機器（　　）
・　換気機器　・　空調機器　・　熱源機器　・　防災機器
・　監視制御設備　・　危険物貯蔵装置　・　火を使用する設備
・　避難経路上に設置する機器
２）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とする。
標準仕様書によるが、特記のないかぎり下記を標準とする。
　イ）　ポリスチレンフォーム －給水配管、排水配管の多湿場所
　ロ）　グラスウール　－－－－給水配管、給湯配管、ダクト類、冷温水配管等
　ハ）　ロックウール　－－－－排気ダクト、排煙ダクト

㉜ 保温材

㉝ 鋼管類の地中埋設

ペトロラタム系防食テープ（ １/２重ね、１回巻き）＋プラスチックテープ（１/２重ね、１回巻き）
ブチルゴム系絶縁テープ　（１/２重ね、２回巻）
熱収縮材

34　鋼管類の地中埋設（コンクリート内等）

防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ　（ ＪＩＳ　Ｚ　１９０１⊙ 0.4m/m ）１/２重ね、２回巻

35　塗装

標準仕様書及び図示による。

36　スリーブ

外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とし、地中部分で水密を要しない部分のスリーブは、硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＵ）とする。
（柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙製仮枠としてもよい。）

㊲ 機器性能

図面に記載されている数値以上とする。

㊳ 電気容量

〃　　以下とする。

㊴ 防火区画の貫通処理

防火区画の貫通部の処理は、建築基準法令に適合する工法とする。

40　溶接配管の検査

・　ガス配管　・蒸気配管　・冷温水配管　・冷却水配管　・油管
非破壊検査の適用　※ 無し
　・ 有り（・ 放射線透過検査　・ 浸透探傷検査または磁粉探傷検査）
　判定基準　（　　）
抜取率は　・ 標準仕様書による

㊶ 施工調査

事前調査　調査項目
※石綿事前調査　　※本工事範囲において着工前に納まり等の調査を行う
（　・　分析調査を行う　）

㊷ その他

工事着手に先立ち、設計図面　（ Ａ３版縮小 ）　製本を提出する。　２　部

㊸ 補修など

工事の施工に伴い既成部分を汚染または損傷した場合は、既成にならい補修する

関連工事

①	工事現場仮囲い	⊙ ナイロンロープ張り　・ 本製仮囲い　・ 鋼製仮囲い　・ しない
2	受注者事務所等	・ 敷地内に建てることができる
③	工事用水	構内既存の施設　・ 有償で利用できる（別メーター設置等）　⊙ 無償で利用できる　・ 利用できない
④	工事用電力	構内既存の施設　・ 有償で利用できる（別メーター設置等）　⊙ 無償で利用できる　・ 利用できない
5	引渡しまでの光熱水費	・ 本引込みより引渡しまでの基本料金　※ 受注者負担　・ 別途 ・ 本引込みより引渡しまでの使用料金　※ 受注者負担　・ 別途
6	埋戻し土及び盛土	※ 根切り土の中の良質土（管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類（施工個所：　　）
7	建設発生土の処理	※ 構内指定場所に敷均し　・ 構内指定場所に堆積　⊙ 構外搬出
⑧	養生	改修工事における既存部分の養生範囲　・ 図示による

衛生器具設備

1	衛生陶器附属品	・ 和風便器は埋込型とし、コンクリート接触面は緩衝材塗装加工とする。 ・ 図示陶器品番　ＪＩＳ記号　・ 図示陶器品番　ＴＯＴＯ記号　（同等品以上）
2	大便器	・ フラッシュバルブ　・ ロータンク
3	小便器	・ フラッシュバルブ　・ 自動洗浄　（ 個別・ 集電 ）　・
4	大便器洗浄弁	・ バキュームブレーカー付
5	洗浄用タンク	・ 陶器製　・ 防露形陶器製　・ 合成樹脂製　・ 防露形合成樹脂製
6	便座	・ 普通便座　（ ・ 蓋有り　・ 蓋無し ）　・ 温水洗浄便座　・ 暖房便座
7	化粧棚	・ 陶器製　・ 金属製
8	化粧鏡	・ 一般鏡　・ 耐食鏡　・ 盗難防止形
9	和風便器耐火カバー	・ 設ける （ ピットは除く ）　・ 設けない
10	手洗器	止水栓付
11	洗面器	止水栓付
12	紙巻器	・ 棚付き2連　・ ワンタッチ式　・ ワンハンドカット式 ※竣工時ペーパーを設置
13	水栓	・ 台所流し用水栓は、泡沫式とする。
14	水セッケン入れ（水セッケン共）	竣工時水セッケンを補充する。 ・ 陶器付形　・ 壁付形
15	セッケン受け	・ 埋込形　・ 壁付形

給水設備

	（屋内）	
1	給水方式	・ 直結直圧式　・ 直結増圧式　・ 高置水槽式　・ 受水槽方式
2	管	・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　（ＪＷＷＡ　Ｋ　１１６）ＳＧＰ－ＶＢ ・ 内外面水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（ＪＷＷＡ　Ｋ　１１６）ＳＧＰ－ＶＤ ・ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管　（ＪＩＳ　Ｋ　６７４２）（・ ＨＩＶＰ ・ ＶＰ） ・ 架橋ポリエチレン管　（ＪＩＳ　Ｋ　６７６９、ＪＩＳ　Ｋ　６７８７） ・ ポリブテン管　（ＪＩＳ　Ｋ　６７７８、ＪＩＳ　Ｋ　６７９２） ・ ポリエチレン管　（ＪＩＳ　Ｋ　６７６２、ＪＷＷＡ　Ｋ　１４４） ・ 一般配管用ステンレス鋼管　（ＪＩＳ　Ｇ　３４４８）　ＳＵＳ３０４
3	弁	・ ＪＩＳ　１０Ｋ　（市水道に直結する配管に使用） ・ ＪＩＳ　５Ｋ　（高置水槽以降の配管に使用）
4	フレキシブルジョイント	・ ステンレス製ベローズ形　・ 合成ゴム製円筒形
5	伸縮管継手	・ ベローズ形単式　・ ベローズ形複式
6	高置水槽	・ ＦＲＰ製 （ サンドイッチ構造 ）　・ ＦＲＰ製 ・ 鋼板製 （ ・ パネル形・ 一体形 ）・ ステンレス製パネル （ ・ 溶接・ ボルト ）
7	受水槽	・ ＦＲＰ製 （ サンドイッチ構造 ）　・ ＦＲＰ製 ・ 鋼板製 （ ・ パネル形・ 一体形 ）・ ステンレス製パネル （ ・ 溶接・ ボルト ）
8	鋼板製水槽の防錆	・ エポキシ樹脂コーティング　・ 亜鉛アルミニウム及びその合金溶射
9	揚水及び加圧給水ポンプ	・　φ　×　/min　×　m　×　kW　×　台
10	ポンプ基礎	・ 標準基礎　・ 防振基礎　（基礎の大きさは図示による）
	（屋外）	
11	管	・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　（ＪＷＷＡ　Ｋ　１１６）ＳＧＰ－ＶＢ ・ 内外面水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（ＪＷＷＡ　Ｋ　１１６）ＳＧＰ－ＶＤ ・ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管（図示50A未満）　（ＪＩＳ　Ｋ　６７４２）（・ ＨＩＶＰ ・ ＶＰ） ・ ポリエチレン管（図示50A未満）　（ＪＩＳ　Ｋ　６７６２、ＪＷＷＡ　Ｋ　１４４） ・ 架橋ポリエチレン管　（ＪＩＳ　Ｋ　６７６９、ＪＩＳ　Ｋ　６７８７） ・ ポリブテン管　（ＪＩＳ　Ｋ　６７７８、ＪＩＳ　Ｋ　６７９２） ・ 一般配管用ステンレス鋼管　（ＪＩＳ　Ｇ　３４４８）　ＳＵＳ３０４
12	弁	・ ＪＩＳ　１０Ｋ　（市水道に直結する配管に使用） ・ ＪＩＳ　５Ｋ　（高架水槽以降の配管に使用）
13	弁桝	・ 市規格品　・ ＶＣ形　・ 市販品
14	量水器	・ 買入　・ 借用
15	量水器桝	・ 水道局規格形　・ ＭＣ形
16	埋設深さ	・ 300mm以上（車両道路以外）　・ 600mm以上（車両道路）　・ 凍結深度(400mm)以上
17	建物導入部配管	・ 標準図による。 ・ 変位を吸収できるようにスリークッションとする。
18	隔測メーター	・ リモート型　・ 流量計　台
19	その他	鋼管の接合は管端コア付継手等を使用する。 給水管の最小管径は、原則として呼び径20とする。 水圧試験は配管途中、隠ぺい埋戻し前又は配管完了後の被覆施工前に、監督員立会いの上、規定の水圧試験を行う。 ・ 配管工事中に管内に異物の混入なきよう充分に注意し、工事完成前に監督員立会いの上、水質検査をして結果を報告する。 ・ 飲料水以外の給水管は、誤接続がないことを確認するため衛生器具等の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験等を行う。

福山市立加茂中学校プール循環浄化設備改修工事	M / 1
機械設備工事特記仕様書№.1	
2026年10月	
福山市教育委員会管理部施設課	

工事場所：
福山市加茂町大字下加茂 1,190番地
福山市立加茂中学校

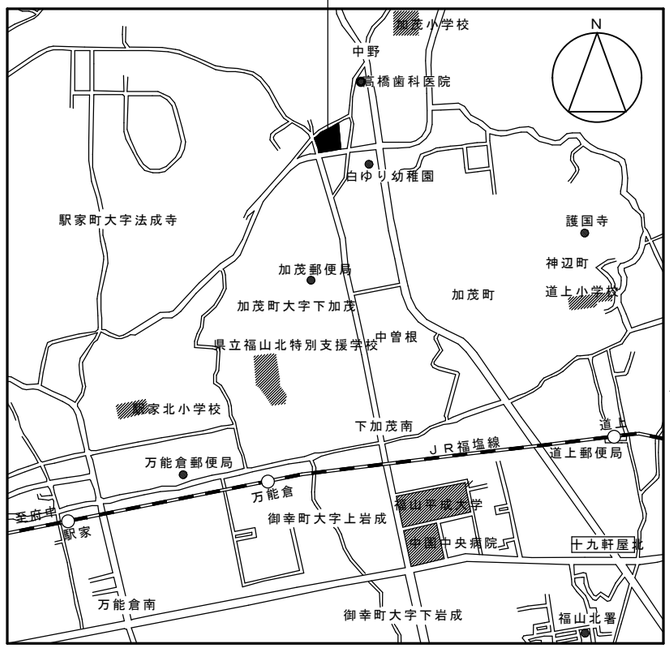

付近見取図

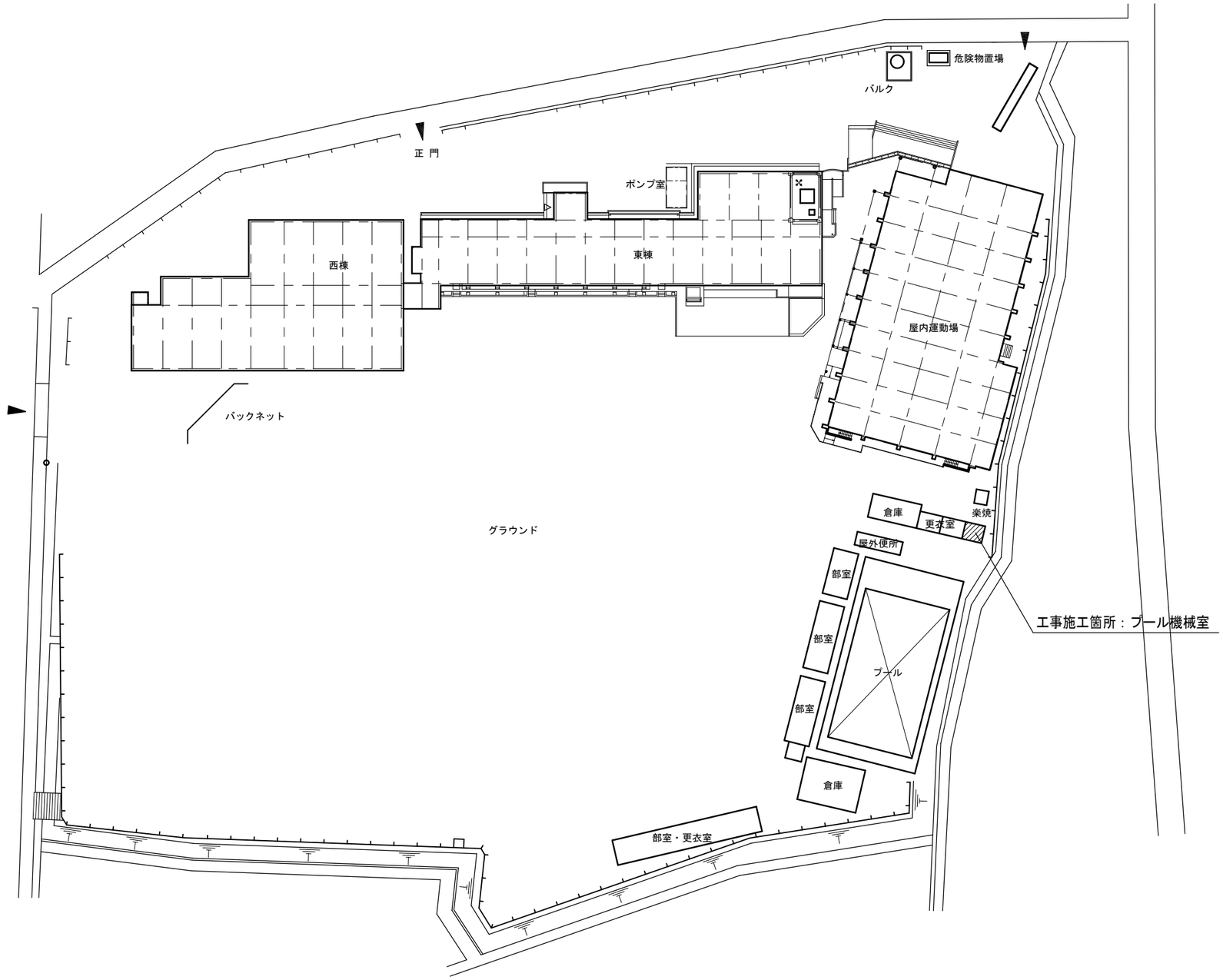

配置図　S=1／600

特記仕様書

1．工事に際し、生徒の安全に万全を期すよう建物管理者と十分に協議を行う
2．作業内容により学校運営上問題を生じる恐れのある場合は、監督員及び建物管理者と協議の上施工する
（騒音を伴う作業、重機搬入、搬出作業等）
3．現場の納まりなど設計図書によることが困難な場合は、監督員と協議の上、指示を受ける
4．本工事の施工に伴い既存施設を壊したり破損した場合、既存部分に習い補修をする
5．コンクリート基礎・電気配線配管・機器搬入・既設機器・配管撤去等は全て本工事とする

工 事 名	福山市立加茂中学校プール循環浄化設備改修工事			福山市教育委員会施設課						図面ＮＯ．
図面名称	付近見取図 配置図	縮尺 1/600	２０２６年１０月	課員	施設担当次長	課長補佐	施設課長	管理部長		M 2

現況（撤去）

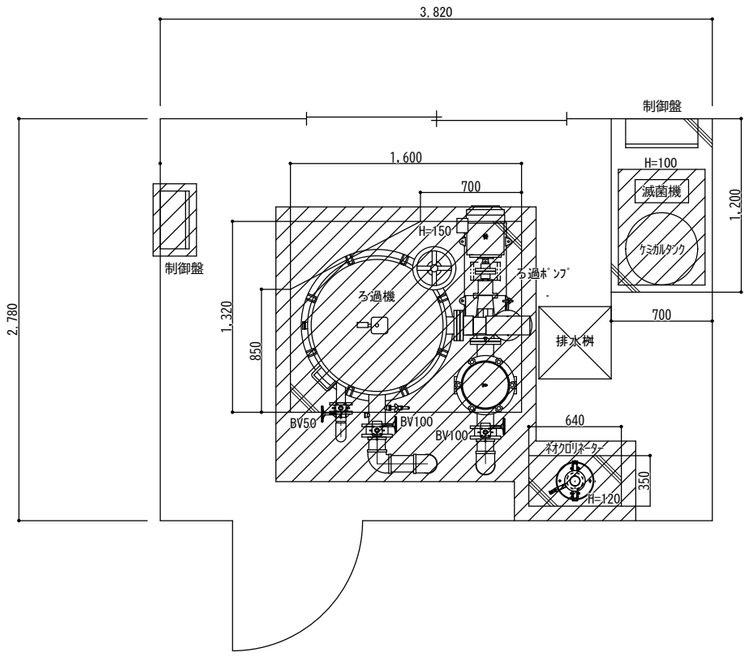

機械室平面詳細図　　Ｓ＝１：３０

凡　例

記　号	摘　要
	配管及び機器撤去部分

撤　去　機　器　リ　ス　ト		
名　　称	仕　　様	数量
ろ過機	FP300CT　鋼板製　ｶｰﾄﾘｯｼﾞ方式　重量550kg ろ過ポンプ　5.5kw，ヘヤーキャッチャー共	1
制御盤	400×600	1
塩素滅菌装置	ネオクロリネーター　SKC-20型　重量7.5kg	1
塩素注入器	塩素注入器，100Lタンク	1
バルブ類	ライニングバタフライ弁　100A	2
	ライニングバタフライ弁　50A	1

改　　修

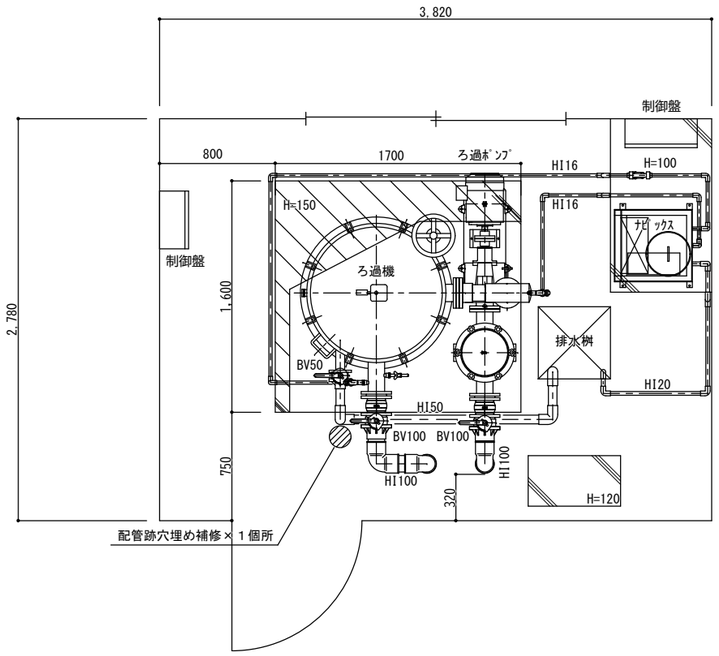

機械室平面詳細図　　Ｓ＝１：３０

凡　例

記　号	摘　要
	基礎増し打ち箇所

改　修　機　器　表

記　号	名　称	仕　　様		電 動 機	台　数	備　　考
R/1	ろ過装置	形　　式	カートリッジフィルター方式（２０インチｘ２５μ・１００本）		1	機械室
		ろ過能力	７０m3／ｈ			コンクリート基礎
		ポ　ン　プ	片吸込渦巻形　φ100×1170L/min×18m	3φ　200V　5.5kW		1700×1600×150H
		ろ　過　槽	円筒型水平開放式　ＦＲＰ　９００φ×１３５０Ｈ			
		集　毛　器	318φ×100A×100A（SUS製スクリーン）			
		そ　の　他	圧力計、自動エアー抜弁等			
		塩素滅菌器	ナビックス　ＫＴ－ＭＸ型　　（ 参考品番 ）	1φ　200V　470W		コンクリート基礎
			薬剤供給機：スクリューフィーダー			1200×700×100H
			移送ポンプ：マグネットポンプ			
			薬剤投入部：ホッパー透明塩ビ製１２Ｌ			
			溶解タンク：透明塩ビ製小判形２槽式１３Ｌ			
		制　御　盤	形式　屋内壁掛形			
			材質　函体ＳＰＣ　ｔ＝１．６　扉ＳＰＣ　ｔ＝２．３			
			塗装　メラミン焼付指定色			

工　事　名	福山市立加茂中学校プール循環浄化設備改修工事			福山市教育委員会施設課						図面ＮＯ．
図面名称	機械室平面詳細図（改修前・改修後）	縮尺	1:30 N.S.	２０２６年１０月	課員	施設担当次長	課長補佐	施設課長	管理部長	M / 3

現況（撤去）

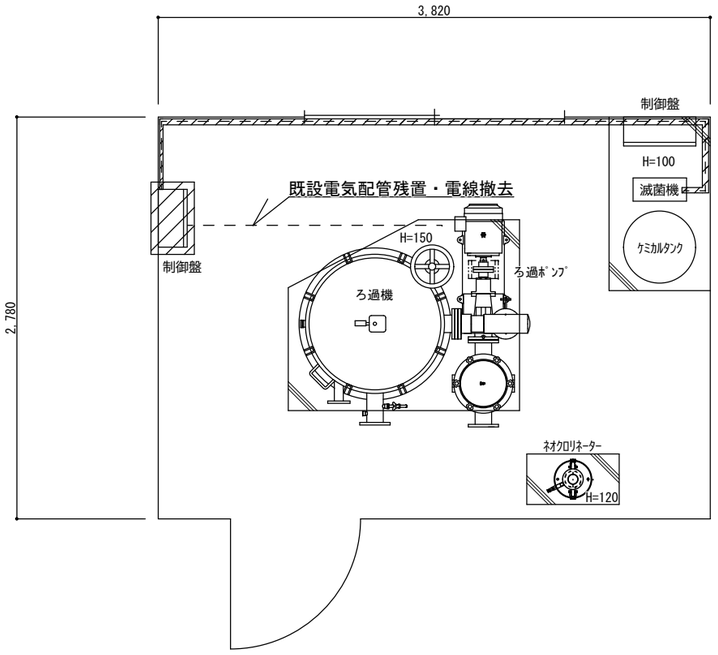

機械室平面詳細図　　S＝1：30

凡　例

記　号	摘　要
▨	配管及び機器撤去部分

改　　修

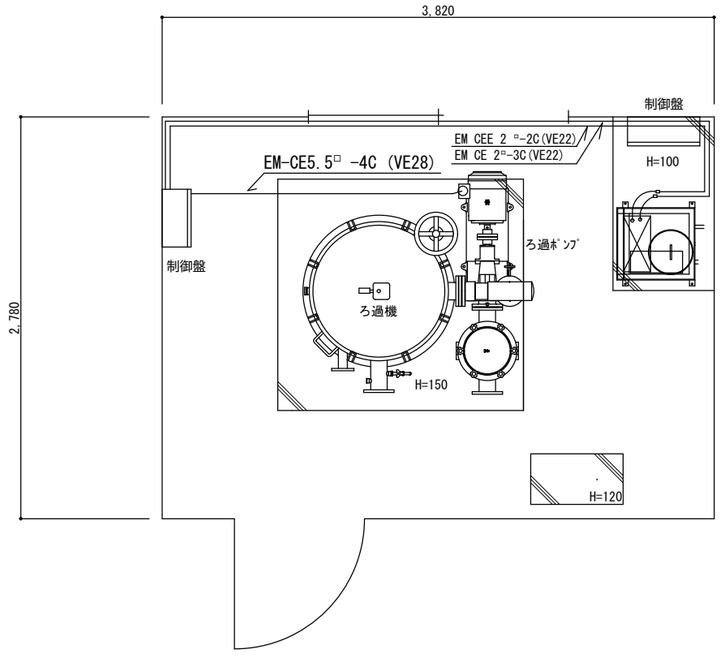

機械室平面詳細図　　S＝1：30

工　事　名	福山市立加茂中学校プール循環浄化設備改修工事			福山市教育委員会施設課						図面ＮＯ．	
図面名称	機械室平面詳細図（改修前・改修後）	縮尺	1:30 N.S.	２０２６年１０月	課員	施設担当次長	課長補佐	施設課長	管理部長	M	4

ろ過機制御盤

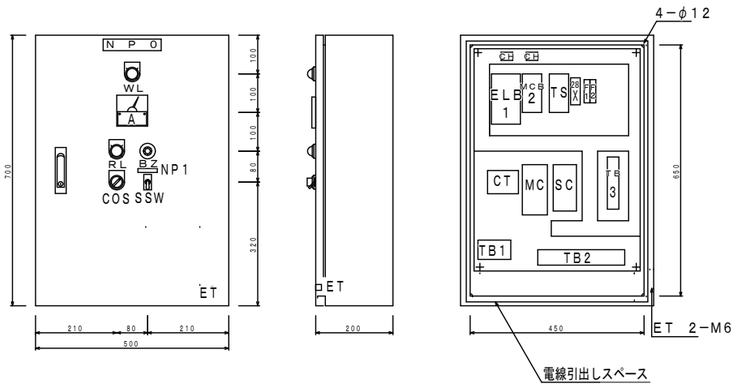

制御盤姿図　S=NS

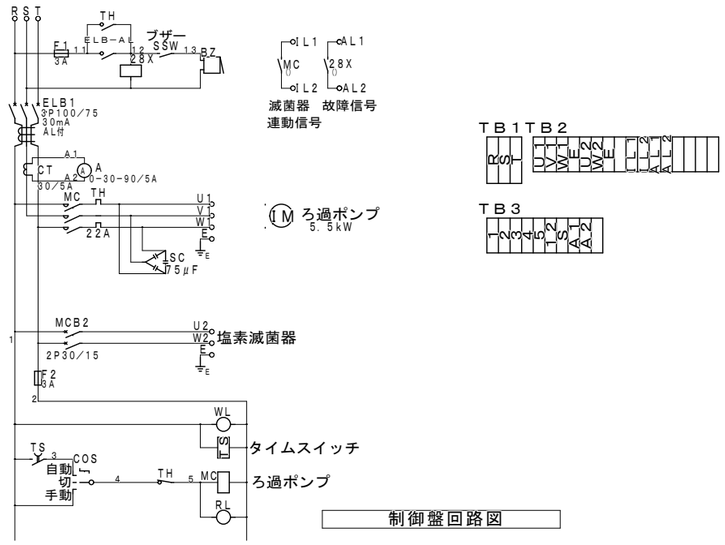

制御盤回路図

滅菌機制御盤

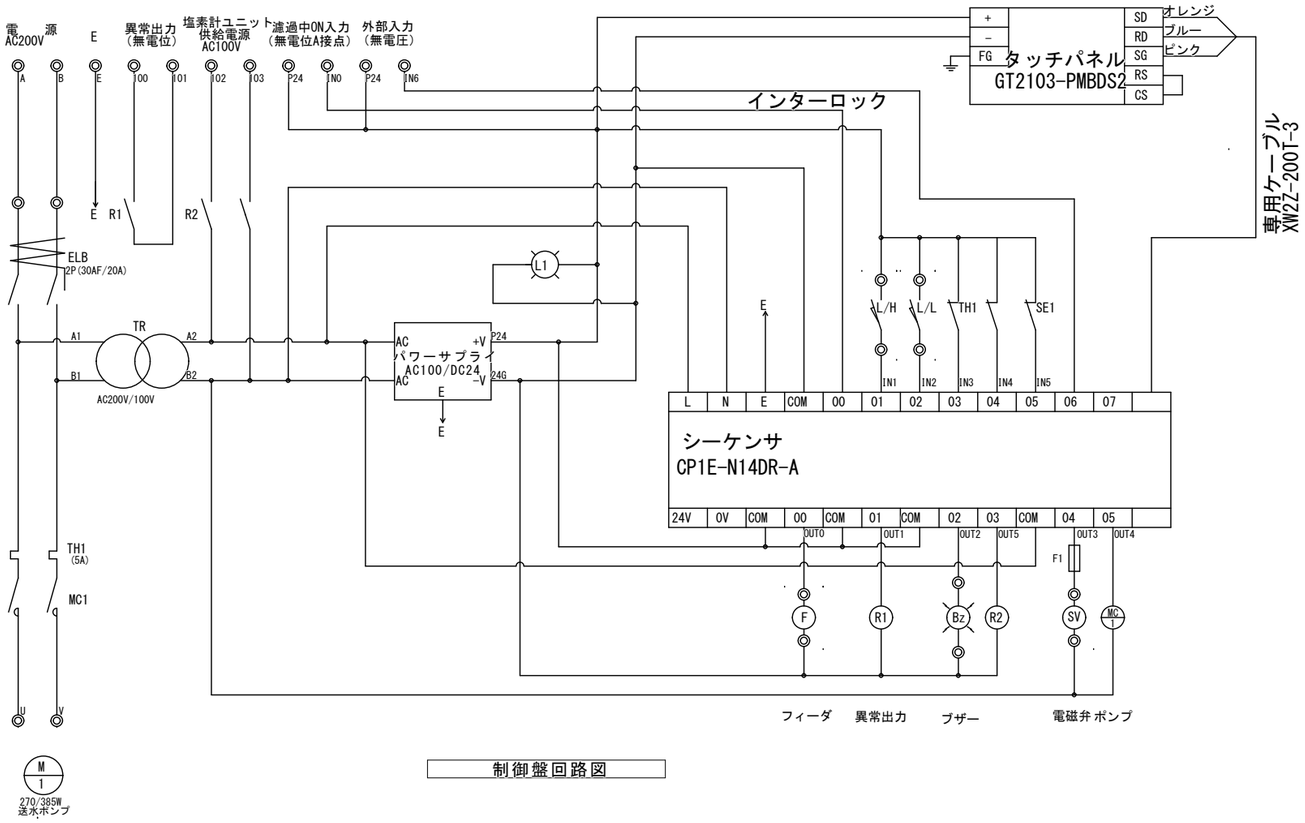

制御盤回路図

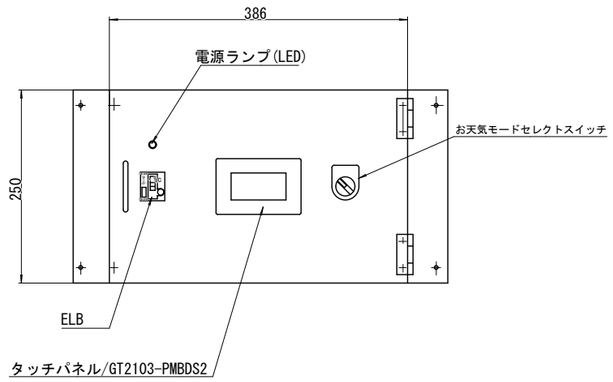

滅菌機タッチパネル図

工事名	福山市立加茂中学校プール循環浄化設備改修工事			福山市教育委員会施設課						図面NO.
図面名称	制御盤図 結線図	縮尺 N.S.	2026年10月	課員	施設担当次長	課長補佐	施設課長	管理部長		M 5

参考数量書

§工事名称　　福山市立加茂中学校プール循環浄化設備改修工事

§工事場所　　福山市加茂町下加茂１１９０番地

特記事項

1　この数量書は、福山市建設工事請負契約約款１条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。

2　数量の算出は次の基準によっています。

※「建築数量積算基準・同解説」　　（建築工事積算研究会制定）

設　　計　　書

工事名称　　福山市立加茂中学校プール循環浄化設備改修工事

工事場所　　福山市加茂町下加茂１１９０番地

【工事概要】
・プール循環浄化設備改修工事　・・・　一式

福　　山　　市

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
直　接　工　事　費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直　接　工　事　費	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
プール循環浄化設備工事	1	式		
計				

プール循環浄化設備工事

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
循環浄化設備工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
撤去工事	1	式		
建設廃材処分費	1	式		
計				

プール循環浄化設備工事

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
循環浄化設備工事	機器設備工事	1	式		
循環浄化設備工事	配管工事	1	式		
循環浄化設備工事	雑工事	1	式		
計					
電気設備工事	電気設備工事	1	式		
計					
撤去工事	撤去工事	1	式		
計					
建設廃材処分費	建設廃材処分費	1	式		
計					

プール循環浄化設備工事　循環浄化設備工事　機器設備工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ろ過機	ｶｰﾄﾘｯｼﾞ式(FRP製)70m3/h ﾎﾟﾝﾌﾟﾓｰﾀｰ：5.5KW 集毛器SUS製・ﾊﾞｽｹｯﾄSUS製	1	基			
自動操作盤	漏電警報付	1	面			
塩素滅菌器	ﾅﾋﾞｯｸｽKT-Mx型	1	台			
PH・塩素測定器		1	台			
機器据付費		1	式			別紙 00-0005
試運転調整費		1	式			
搬入費		1	式			別紙 00-0003
計						

プール循環浄化設備工事　　循環浄化設備工事　　配管工事

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
給水・耐衝撃性ﾎﾟﾘ塩ﾋﾞ管(HIVP)改修	機械室・便所　100A	2	m			
給水・耐衝撃性ﾎﾟﾘ塩ﾋﾞ管(HIVP)改修	機械室・便所　50A	3	m			
給水・耐衝撃性ﾎﾟﾘ塩ﾋﾞ管(HIVP)改修	機械室・便所　20A	2	m			
給水・耐衝撃性ﾎﾟﾘ塩ﾋﾞ管(HIVP)改修	機械室・便所　16A	10	m			
ｺﾞﾑｼｰﾄﾊﾞﾀﾌﾗｲ弁	10K(ｳｴﾊｰ･ｱﾙﾐ)　100A	2	個			
ｺﾞﾑｼｰﾄﾊﾞﾀﾌﾗｲ弁	10K(ｳｴﾊｰ･ｱﾙﾐ)　50A	1	個			
防振継手	合成ｺﾞﾑ製 100A	2	個			
塩ビ製ボール弁	16A	2	個			
計						

プール循環浄化設備工事　循環浄化設備工事　雑工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
機械基礎工事		1	式			
計						

プール循環浄化設備工事　　電気設備工事　　電気設備工事

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	2mm2- 3C 管内	8	m			
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	5.5mm2- 4C 管内	5	m			
EM-CEEｹｰﾌﾞﾙ	2mm2- 2C 管内	8	m			
硬質ﾋﾞﾆﾙ電線管 (VE)	露出配管　28mm	6	m			
硬質ﾋﾞﾆﾙ電線管 (VE)	露出配管　22mm	15	m			
二種金属製 可とう電線管(F) (ﾋﾞﾆﾙ被覆有)	(24) ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝ用等	4	m			
防水ﾕﾆｵﾝﾊﾟｲﾌﾟｺﾈｸﾀ	WBG 24mm	3	個			
防水ﾕﾆｵﾝﾊﾟｲﾌﾟｺﾈｸﾀ	NUG 24mm	3	個			
ろ過機制御盤取付・結線		1	式			
電動機結線	7.5KW 以下	1	か所			
計						

プール循環浄化設備工事　　撤去工事　　撤去工事

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
ろ過装置撤去	70m3/H　共通架台共	1	基			
ろ過ポンプ撤去	100φ×5.5KW	1	台			
ﾍｱｰｷｬﾁｬｰ撤去		1	基			
塩素滅菌器 撤去	ﾈｵｸﾛﾘﾈｰﾀｰ	1	台			
塩素滅菌器 撤去	ｴﾚﾎﾞﾝ100L	1	台			
ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞﾀﾌﾗｲ弁 撤去	10K(ｳｴﾊｰ) 100A	2	個			
搬出費		1	式			別紙 00-0001
配管類撤去費		1	式			別紙 00-0002
配線類撤去費		1	式			別紙 00-0004
制御盤撤去		1	式			
建設廃材運搬費	一般	0.6	t			
建設廃材運搬費	廃プラ	0.1	t			
計						

プール循環浄化設備工事　　建設廃材処分費　　建設廃材処分費

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
建設廃材処理費	一般	0.6	t			
建設廃材処理費	廃プラ	0.1	t			
計						

プール循環浄化設備工事　　循環浄化設備工事　　機器設備工事

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
機器据付費		1	式			別紙 00-0005
ろ過装置据付	70m3/H　共通架台、操作盤、他付属品共	1	基			
ろ過ポンプ据付	渦巻き　100φ×5.5KW	1	台			
塩素滅菌器据付		1	組			
計						
搬入費		1	式			別紙 00-0003
搬入費	複数搬入 1,000kg以下	0.9	t			
計						

プール循環浄化設備工事　撤去工事　撤去工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
搬出費		1	式			別紙 00-0001
搬出費	複数搬出 1,000kg以下	0.9	t			
計						
配管類撤去費		1	式			別紙 00-0002
ろ過配管 撤去	SGP-VB　機械室・便所 100A	2	m			
ろ過配管 撤去	VP　機械室・便所　50A	3	m			
ろ過配管 撤去	VP　　機械室・便所　13A	10	m			
計						
配線類撤去費		1	式			別紙 00-0004
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ撤去	2.0mm2-　3C 管内 再使用しない	8	m			
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ撤去	5.5mm2- 3C 管内 再使用しない	5	m			
EM-CEEｹｰﾌﾞﾙ撤去	2.0mm2-　2C 管内 再使用しない	8	m			
計						